

さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議設置規約の一部改正（案）について

変更後

附 則

この規約は、平成18年6月13日から施行する。  
この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表1 さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議委員

役 職	所 属、氏 名
委員長	佐賀大学理事 田代 洋丞
副委員長	佐賀市体育協会会長 稲田 繁生
委 員	西九州大学教授 澤野 香代子
”	佐賀大学農学部准教授 五十嵐 勉
” (監事)	フードプロデューサー 橋本 祐充子
”	四季彩ホテル千代田館専務取締役 横尾 美香
”	鳥栖地区サポーター農園 新村 三奈
”	佐賀県直売・加工ネットワークうまかもんネット 亀川 智枝
” (監事)	J A佐賀県女性組織協議会長 藤木 智恵子
”	佐賀県農協青年部協議会委員長 宮原 真一
”	佐賀県農業協同組合中央会常務理事 家永 武士
”	佐賀県生産振興部長 鶴池 常範

(順不同、敬称略)

現 行

附 則

この規約は、平成18年6月13日から施行する。

別表1 さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議委員

役 職	所 属、氏 名
委員長	佐賀大学農学部長 田代 洋丞
副委員長	アバンセ顧問 稲田 繁生
委 員	西九州大学教授 澤野 香代子
”	佐賀大学農学部助教授 五十嵐 勉
” (監事)	フードプロデューサー 橋本 祐充子
”	四季彩ホテル千代田館専務取締役 横尾 美香
”	鳥栖地区サポーター農園 新村 三奈
”	佐賀県直売・加工ネットワークうまかもんネット 亀川 智枝
” (監事)	J A佐賀県女性組織協議会長 塚原 順子
”	佐賀県農協青年部協議会委員長 宮原 真一
”	佐賀県農業協同組合中央会常務理事 家永 武士
”	佐賀県生産振興部長 林 暉宏

(順不同、敬称略)

# さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議設置規約(案)

## (設置)

第1 さが“食と農”絆づくりプロジェクトの円滑、かつ、効果的な推進を図るため、「さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議」(以下「会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さが“食と農”絆づくりプロジェクトに関する基本的事項の決定
- (2) さが“食と農”絆づくりプロジェクト全体の啓発・普及
- (3) 食農教育、地産地消、都市農村交流の推進
- (4) 地区推進会議に対する支援
- (5) その他必要な事項

## (組織)

第3 会議に、委員長、副委員長、委員、監事を置く。

- 2 委員長は、会議において委員の互選により選任する。
- 3 副委員長1名及び監事2名は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員は、別表1に掲げる者とする。

## (委員長)

第4 委員長は、会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の進行は、委員長が行う。

## (テーマ別推進チーム)

第6 会議に、必要に応じてテーマ別推進チームを置くことができるものとし、その設置については、会議において協議するものとする。

- 2 テーマ別推進チームの座長は、委員長が指名する。
- 3 テーマ別推進チームの構成員は、座長が指名する。
- 4 テーマ別推進チームは、第2(3)及び(4)に掲げる事項について調査・研究を行う。

## (事務局)

第7 会議の事務を処理するため、県生産振興部生産者支援課に事務局を置く。

## (経費)

第8 会議の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第9 この規約に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年6月13日から施行する。

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

別表1 さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議委員

役 職	所 属、氏 名
委員長	佐賀大学理事 田代 洋丞
副委員長	佐賀市体育協会会長 稲田 繁生
委 員	西九州大学教授 澤野 香代子
〃	佐賀大学農学部准教授 五十嵐 勉
〃 (監事)	フードプロデューサー 橋本 祐充子
〃	四季彩ホテル千代田館専務取締役 横尾 美香
〃	鳥栖地区サポーター農園 新村 三奈
〃	佐賀県直売・加工ネットワークうまかもんネット 亀川 智枝
〃 (監事)	J A佐賀県女性組織協議会長 藤木 智恵子
〃	佐賀県農協青年部協議会委員長 宮原 真一
〃	佐賀県農業協同組合中央会常務理事 家永 武士
〃	佐賀県生産振興部長 鶴池 常範

(順不同、敬称略)